

令和7年第2回稲沢市農業委員会総会会議録

令和7年2月26日 勤労福祉会館 第2・3研修室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生		
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行		
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫	18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

2番	服部 猛	6番	永井 八千代
----	------	----	--------

【事務局】出席者

局長	大津 伸二	主幹	長崎 倫典
主査	山本 愛	主事	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	永井 勇氣
----	-------	----	-------

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ここからの会議については着座にて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは只今から令和7年第2回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、服部委員、永井委員の2名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」となっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。まもなく3月ということでようやく暖かくなってきましたが、まだまだ寒暖差が激しい日が続きますので、皆様も健康管理に気を付けていただきたいと思います。

それではただいまから、令和7年第2回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は17名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において13番後藤委員、14番石田委員を指名いたします。

次に日程第2議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人において、議決権を持つ農業関係者は5名であり、年間を通じて農業に従事しており

ます。農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として農地を所有するものです。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、親族の耕作を手伝っていた経験から、自家消費用としてミカン等の果樹を栽培したいと考え、申請地を取得するものです。これにより287㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人には隣接する自己所有農地があり、申請地も長年管理しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

受人は現在10,227㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では700日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部、登記地目は畑ですが、現況は田となっております。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、申請地も長年管理しており、効率的に農業ができるため、取得するものです。

受人は現在133,584㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では850日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

申請地には相続財産清算人がついており、渡人から受入への売却許可が下りたことに伴い所有権移転をするものです。

受人は現在605㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、農業に従事しています。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地には相続財産清算人がついており、渡人から受人への売却許可が下りたことに伴い所有権移転をするものです。

受人は現在3,805㎡の農地を耕作しており、個人で年間60日、世帯では190日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は自宅の庭で家庭菜園をしており、作物の種類を増やしたいと考え申請地を取得するものです。

個人で年間180日農業に従事する計画となっています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は、規模拡大のため申請地を取得するものです。

なお、申請について、申請地は相続登記前ですが、遺産分割協議が整ったため、相続人を渡人としています。

受人は現在5,903㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では150日農業に従事しています。

4ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計8件、移動の土地は、田6筆1,359㎡、畑6筆1,974㎡、合計12筆3,333㎡です。

以上8件のうち、番号1番から8番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案5ページをお願いします。

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

それでは、議案の説明に移ります。

6ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、事務所を建築します。農地区分は第2種農地です。この後説明させていただきます5条の番号6番と一体的に利用する計画となっております。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、7ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、3件 転用の土地 田 2筆 525㎡ 畑 1筆 286㎡ 合計 3筆 811㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として

愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案8ページをお願いします。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

9ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号3番

こちらについて、一部譲渡人が相続登記手続き中のため、法定相続人連名での申請になっております。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、流通業務施設を設置します。農地区分は第2種農地で、雑種地 496㎡と一体利用します。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、事務所を建築します。農地区分は第2種農地です。先ほどの4条の番号2番と一体的に利用するものでございます。

10ページをお願いします。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。この後説明させていただきます5条の番号11番と一体的に利用するものです。

つづきまして、11ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらはリサイクルステーションを設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。5条の番号7番と一体的に利用するものです。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

12ページの総括表をご覧ください。

5条の申請件数は、13件 転用の土地 田 1筆 231㎡ 畑 17筆 6,652㎡、原野 2筆 41.36㎡ 合計 20筆 6,924.36㎡です。

以上5条申請13件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案13ページをお願い致します。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求めます。

本日付け提出 会長名でございます。

14 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 112 筆、使用貸借権の設定は 25 筆です。

貸借期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 136 筆です。

24 ページ総括表をお願い致します。

田 130 筆 93,357 m²、 畑 7 筆 5,648 m²、 合計 137 筆 99,005 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、石田委員、後藤委員、近藤委員、関戸委員、澤田委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 25 ページをお願い致します。

議案 第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

26 ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は5筆、使用貸借権の設定は2筆です。

賃借期間は令和7年4月1日から令和16年12月31日までです。

27 ページ総括表をお願い致します。

田 7筆 2,936㎡ になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、石田委員および後藤委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願ひします。

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取については、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7 議案第12号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画案に対する意見聴取について」を議題といたします。市より説明を求めます。

【農務課】

それでは地域農業経営基盤強化促進計画について説明させていただきます。

地域農業経営基盤強化促進計画については、以下、地域計画とさせていただきます。

まず始めに資料のご確認をお願いいたします。

A4用紙で左上に参考様式第5-2号とあり見出しが地域計画（案）というホチキス止めなのが7部、で地域名がそれぞれ稲沢地区・明治地区・千代田地区・大里地区・祖父江地区・長岡地区・平和地区のものをお配りしております。

次にA3用紙で見出しが地域計画（稲沢、明治、千代田、大里、祖父江、長岡、平和）とそれぞれ書かれているものが7枚。となります。

それでは改めて説明させていただきます。

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、令和7年3月末までに地域計画の策定が義務付けられております。また、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、地域計画策定（案）の段階で、農業委員会などの関係機関に対して意見聴取することとなっておりますのでこの場を設けさせていただいております。

まず地域計画とは、大きく言いますと、集落ごとに将来の農地の利用方針をまとめたものです。それに一筆ごとに中心経営体の耕作の有無が分かる目標地図があることが特徴で、地域計画の前身である、これまでの人・農地プランに目標地図が追加されたものです。地図を作り現状を可視化することで、農地バンクを通じて農地の集積・集約化等の推進を図ることが期待できます。

続きまして様式の説明です。参考様式第5-2号をご覧ください。

今回は代表として稲沢地区の様式で説明させていただきます。

策定年月日に関しまして、日にちが空欄となっておりますが、3月の末日を予定しております。目標年度については10年後とされておりますので、令和16年としております。地域名に関しましては、農林業センサスに記載されているそれぞれの地域の字名を記載しております。

続きまして、1地域農業における農業の将来の在り方の（1）地域計画の区域の状況についてです。

ここでは、それぞれの地域の農地の面積を農地基本台帳から抽出した数値を記載しております。具体的には農用地区域内農地、田、畑の面積等が記載されております。

（2）地域の農業の現状及び課題及び（3）地域における農業の将来の在り方については、これまでの人農地プラン及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を参考に記載しております。どの地域も中心経営体は確保できておりますが、耕作放棄地が増加していることが問題となっております。農地バンクを利用し集約化を進めていくことや農業塾を通して新規就農者を確保し担い手の定着を進めていく旨を記載しております。

続きまして2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(2) の担い手に対する農用地の集積に関する目標の、現状の集積率では法に基づいた利用権設定された面積で算定しており 20.8%、将来の目標とする集積率は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を基に 40%と記載しております。

続きまして3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置では、農地中間管理機構や JA 愛知西と協力し取り組んでいく旨を記載しております。

続きまして、4 地域内の農業を担う者一覧では、その地区ごとに耕作する農業者を記載しております。

これら農業者は、人農地プラン発足時に手を挙げていただいた農業者です。

そして、これらの農業者が耕作する農地を地図化したものが A3 用紙のもので7 地区分のものになります。黒色で塗られているところが、耕作されている範囲になります。

今後については、農業者の一覧への位置づけや、地図に塗られている農地の利用権解除や新たに地図に色を塗る場合について、変更の協議を随時させていただく形になります。

説明については以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【櫻木委員】

稲沢地区の農業者一覧の中で世代交代している農業者がいたかと思いますが。

【農務課】

申請等がなかったため、把握できておりませんでした。

事実確認後、正しい情報に修正させていただきます。

【会長】

ほかにございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限についてですが、この議案については、委員等の参与が特定の個別事項に該当せず、全般的な事項の中での不可分な関係者となっていることから、議事参与の制限はかからないものと解されています。

それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画案に対する意見聴取について」、異議ないことを稲沢市長へ報告することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。
次に日程第8報告第4号 現況証明願の報告について から日程第10報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは29ページをお願いします。
報告第4号 現況証明願の報告についてです。
現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。
30ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和60年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。
平成17年よりアパートの駐車場として一体利用しておりました。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和41年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、31ページをお願いします。
報告第5号 農地法第5条の規定による届出の報告についてです。
農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のAの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

32ページをお願いします。
農地法第5条第1項第6号の届出です。
今月は所有権移転案件のみになります。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

33ページ総括表をお願いします。
申請件数 1件 畑 1筆 165㎡ 合計 1筆 165㎡です。

つづきまして、34ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け提出、会長名です。

35ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため賃借権を解除します。

番号2番と3番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地の一部分の賃借権を解除するものです。

番号4番及び5番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、及び農地売却のため賃借権を解除します。

番号6番、8番及び9番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号9番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため賃借権を解除します。

35ページにお戻りください。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借料金変更のため、一度賃借権を解除するものです。

37ページの総括表をお願いします。

申請件 9件 田 6筆 5,041 m² 畑 11筆 7,370 m² 合計 17筆 12,411 m²です。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

令和7年第2回稲沢市農業委員会総会会議録

令和7年2月26日 勤労福祉会館 第2・3研修室

それでは、これもちまして、令和7年第2回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時00分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

13番委員

後藤 恵美

14番委員

石田 豊